

トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
對滿事務局官制、興亞院官制、興亞院連絡部官制及拓務省官制ハ之ヲ廢止ス

行政簡素化實施及大東亞省設置の爲にする興亞鍊成所官制制定の件公布

行政簡素化實施及大東亞省設置の爲にする興亞鍊成所官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

興亞鍊成所官制 (昭和十七年十一月一日) (勅令第七百九號)

第一條 興亞鍊成所ハ大東亞大臣ノ管理ニ屬シ支那ニ於ケル政治、經濟又ハ文化ニ關スル業務ニ從事スル者ニ對シ必要ナル鍊成ヲ施ス所トス
第二條 興亞鍊成所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長

鍊成官 專任六人 奏任

鍊成官補 專任二人 判任

屬 專任二人 判任

所長ハ大東亞次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 所長ハ大東亞大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 鍊成官ハ上官ノ命ヲ承ケ鍊成ヲ掌ル

第五條 鍊成官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鍊成ニ從事ス

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ興亞院官制ニ規定スル興亞鍊成所ノ鍊成官(奏任官タルモノニ限ル)、鍊成官補又ハ屬ノ職

ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各本令ニ依ル興亞鍊成所鍊成官、興亞鍊成所鍊成官補又ハ興亞鍊成

所屬ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ興亞院官制ニ規定スル興亞鍊成所ノ鍊成官(奏任官タルモノニ限ル)、鍊成官補又ハ屬ニシ

テ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘各本令ニ依ル興亞鍊成所鍊成官、興亞鍊成所鍊成官補

又ハ興亞鍊成所屬ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

大東亞省連絡委員會設置制の件公布

大東亞省の創設に伴ふ大東亞省連絡委員會設置制に關する勅令は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

大東亞省連絡委員會設置制

(昭和十七年十一月一日) (勅令第七百十號)

第一條 大東亞省所管事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲大東亞省ニ連絡委員會ヲ置ク

第二條 連絡委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ大東亞大臣ヲ以テ之ニ充テ委員ハ大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三條 連絡委員會ニ幹事ヲ置ク大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上

司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第四條 本令ニ規定スルモノノ外連絡委員會ニ關シ必要ナル事項ハ大東亞大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件公布

大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件は昭和十七年十一月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ關ル件 (昭和十七年十一月二十五日) (文部省令第六十八號)

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限並ニ大學豫科、高等學校高等科、專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲グル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 高等師範學校及女子高等師範學校(教育科及研究科ヲ除ク)

二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及